

西院地区バリアフリー
移動等円滑化基本構想に基づく

道路特定事業計画



思いやりと元気あふれる安心なまち
西院



● 道路特定事業計画を策定しました

京都市では、高齢者や障害のある方などが、安全で快適に安心して移動できる交通環境を整える様々な施策に取り組んでおり、その一環として、阪急西院駅及び京福西院駅周辺の徒歩圏を中心とした「西院地区」を対象に「西院地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」を平成26年3月に策定しました。

これを受け、基本構想に定められた重点整備地区内の生活関連経路について「道路特定事業計画」を策定しました。

今後、道路特定事業計画に基づき、京都府公安委員会や公共交通事業者と連携を取りながら、西院地区のバリアフリー化を進めていきます。

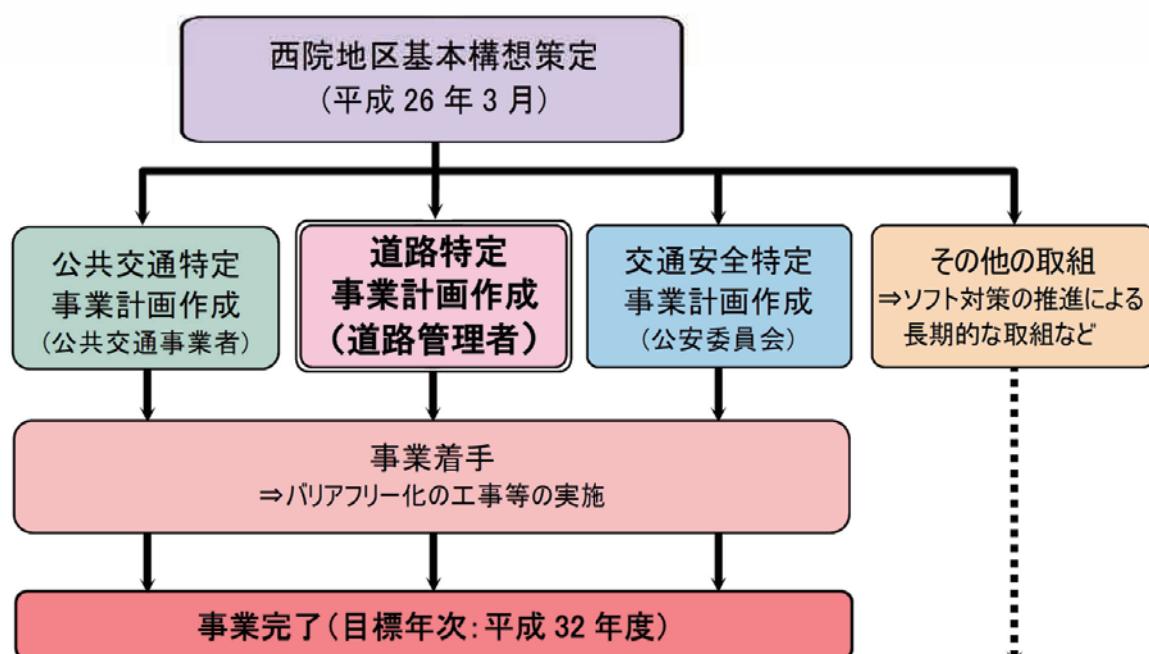
※ 道路特定事業計画とは、道路管理者が歩道の段差や勾配の改善等により、「重点整備地区」内の道路のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。



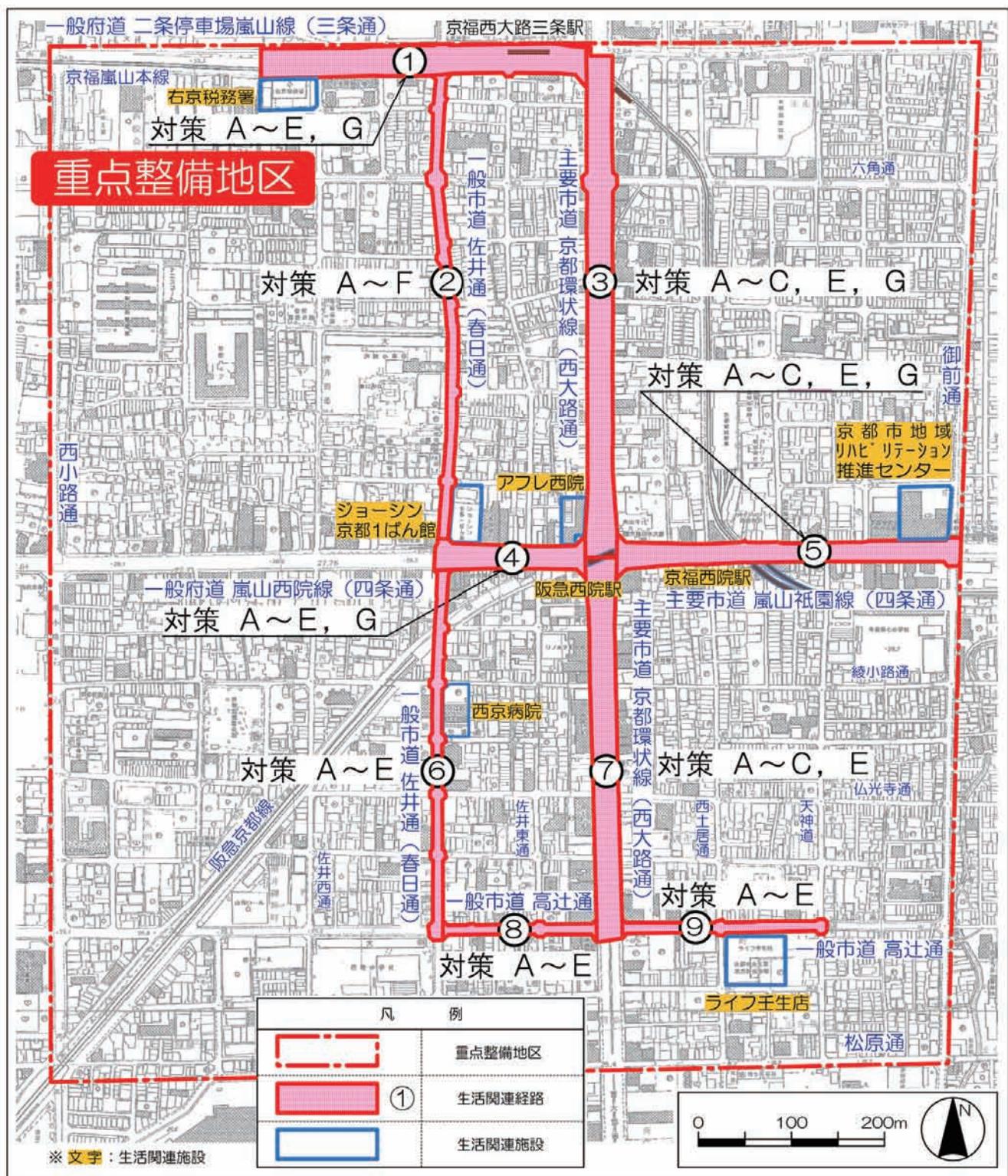
平成25年6月に市民の皆様や当事者の方々と現地調査を実施して意見交換しました

● 重点整備地区におけるバリアフリー化推進の流れ

平成32年（2020年）を目指してバリアフリー化が完了するよう特定事業を実施していきます。併せてソフト対策など、その他の取組については、平成33年度以降を含めた継続的な取組として進めていくこととします。



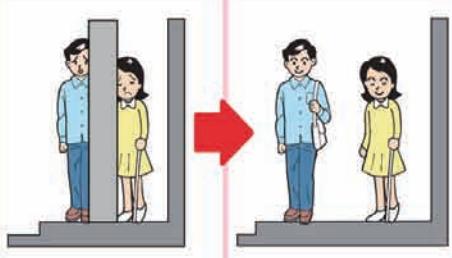
道路特定事業計画



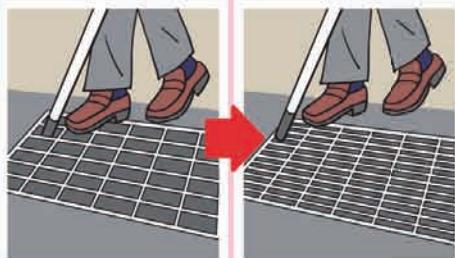
対策C 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良



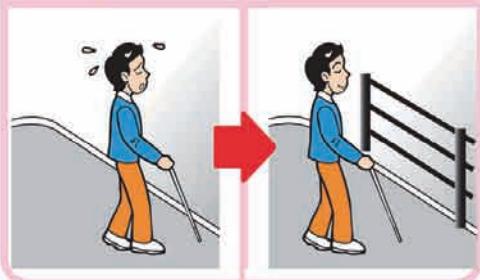
対策D 歩道拡幅の検討
支障物の撤去・移設の検討



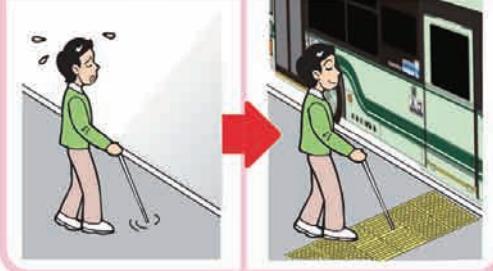
対策E 樹蓋及びグレーチングの改良、縁石の改修



対策F 歩道への柵等設置の検討



対策G バス停留所の縁石高さの検討
視覚障害者誘導用ブロックの設置



● 道路特定事業計画以外のバリアフリー化対策

その他の道路事業について

生活関連経路に位置付けられていない道路等についても、重点整備地区内外を問わず、道路の新設及び改良を行う際は、関係者との協力のもとに、可能な限りバリアフリー化を図り、誰もが安心して移動できる道路交通環境の整備を進めます。

また、生活関連経路で計画していく他の事業とも調整して整備していきます。

ハードと一体となったソフト的対策について

西院地区において、既存の歩道の改良などによるバリアフリー化を図りますが、あわせてソフト的対策も進め、「思いやりと元気あふれる安心なまち」の実現に向けて取り組んでいきます。

- ◆ 違法駐車・駐輪等の防止
- ◆ 市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供
- ◆ 学校教育における福祉教育の充実

自転車等撤去強化
区域等の警告看板



道路利用啓発チラシ



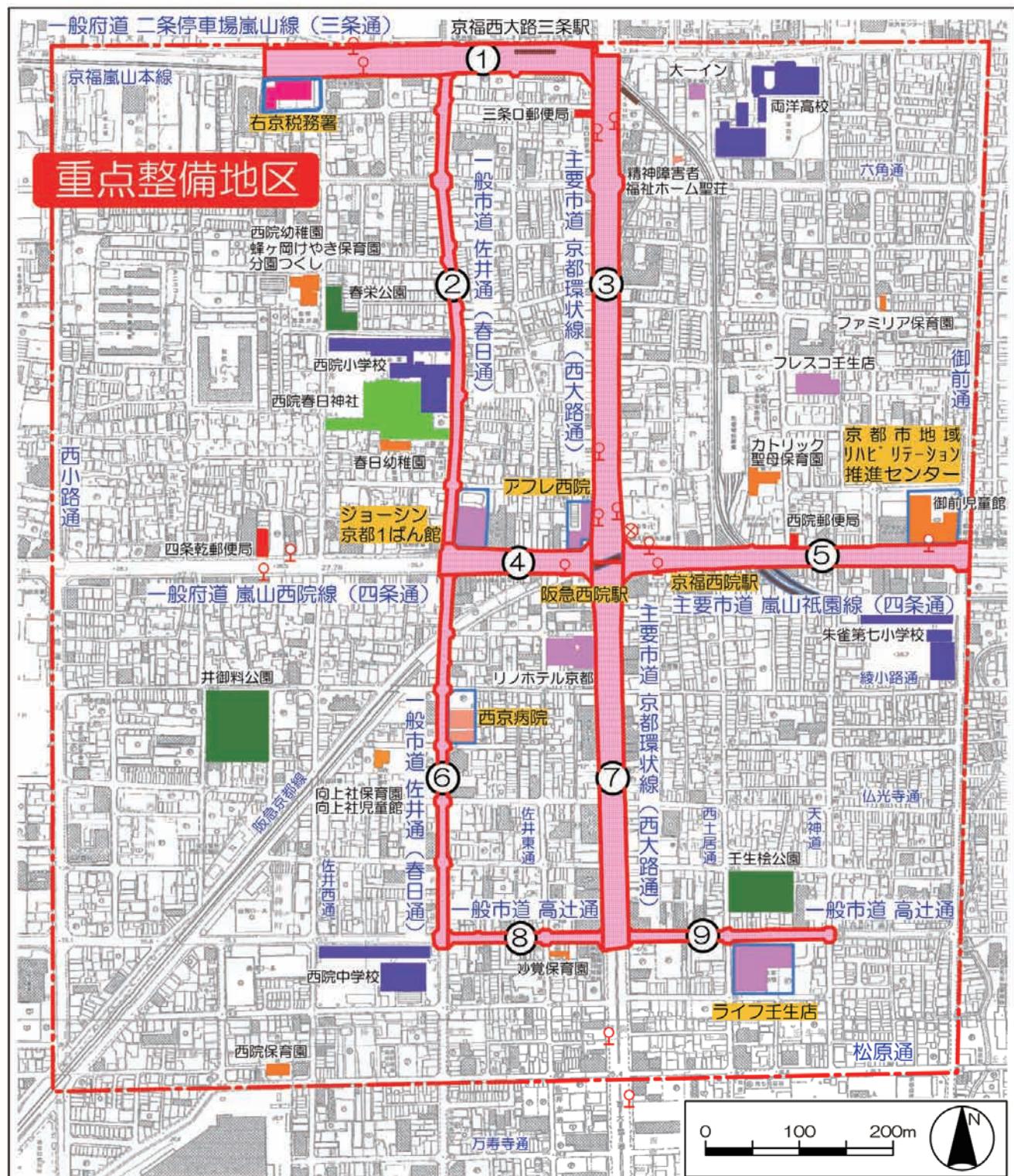
案内情報の充実について

西院地区は、生活関連施設への利用者など来訪者も多いことから、わかりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実に取り組んでいきます。

- ◆ バリアフリー化設備に関する情報の収集・提供
- ◆ 駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実

新聞やホームページへの掲載

バリアフリー生活関連施設・生活関連経路



※ 文字：生活関連施設

旅客施設 (鉄道、軌道)	教育施設	商業施設	重点整備地区
官公庁施設	観光・文化施設	交番	生活関連施設
福祉施設	都市公園	バス停	① 生活関連経路
医療施設	公益サービス施設		

● 整備内容と整備目標年次

経 路	路 線	記 号 : 対 策 内 容	目 標 年 次
生活関連経路①	一般府道 二条停車場嵐山線 (三条通)	A : 横断歩道接続部等における段差・勾配の改良 B : 歩道一般部及び乗入部における段差・勾配の改良 C : 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良 D : 支障物の撤去・移設の検討 E : 樹蓋及びグレーティングの改良, 縁石の改修 G : バス停留所への視覚障害者誘導用ブロックの設置	H 27 28 29 30 31 32 ~
生活関連経路②	一般市道 佐井通 (春日通)	A : 横断歩道接続部等における段差・勾配の改良 B : 歩道一般部及び乗入部における段差・勾配の改良 C : 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良 D : 歩道拡幅の検討, 支障物の撤去・移設の検討 E : 樹蓋及びグレーティングの改良, 縁石の改修 F : 歩道への柵等設置の検討	H 27 28 29 30 31 32 ~
生活関連経路③	主要市道 京都環状線 (西大路通)	A : 横断歩道接続部等における段差・勾配の改良 B : 歩道一般部及び乗入部における段差・勾配の改良 C : 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良 E : 樹蓋及びグレーティングの改良, 縁石の改修 G : バス停留所の縁石高さの検討	H 27 28 29 30 31 32 ~
生活関連経路④	一般府道 嵐山西院線 (四条通)	A : 横断歩道接続部等における段差・勾配の改良 B : 歩道一般部及び乗入部における段差・勾配の改良 C : 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良 D : 支障物の撤去・移設の検討 E : 樹蓋及びグレーティングの改良, 縁石の改修 G : バス停留所の縁石高さの検討	H 27 28 29 30 31 32 ~
生活関連経路⑤	主要市道 嵐山祇園線 (四条通)	A : 横断歩道接続部等における段差・勾配の改良 B : 歩道一般部及び乗入部における段差・勾配の改良 C : 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良 E : 樹蓋及びグレーティングの改良, 縁石の改修 G : バス停留所の縁石高さの検討	H 27 28 29 30 31 32 ~
生活関連経路⑥	一般市道 佐井通 (春日通)	A : 横断歩道接続部等における段差・勾配の改良 B : 歩道一般部及び乗入部における段差・勾配の改良 C : 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良 D : 歩道拡幅の検討, 支障物の撤去・移設の検討 E : 樹蓋及びグレーティングの改良, 縁石の改修	H 27 28 29 30 31 32 ~
生活関連経路⑦	主要市道 京都環状線 (西大路通)	A : 横断歩道接続部等における段差・勾配の改良 B : 歩道一般部及び乗入部における段差・勾配の改良 C : 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良 E : 樹蓋及びグレーティングの改良, 縁石の改修	H 27 28 29 30 31 32 ~
生活関連経路⑧	一般市道 高辻通	A : 横断歩道接続部等における段差・勾配の改良 B : 歩道一般部及び乗入部における段差・勾配の改良 C : 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良 D : 支障物の撤去・移設の検討 E : 樹蓋及びグレーティングの改良, 縁石の改修	H 27 28 29 30 31 32 ~
生活関連経路⑨	一般市道 高辻通	A : 横断歩道接続部等における段差・勾配の改良 B : 歩道一般部及び乗入部における段差・勾配の改良 C : 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良 D : 支障物の撤去・移設の検討 E : 樹蓋及びグレーティングの改良, 縁石の改修	H 27 28 29 30 31 32 ~

ただし、整備目標年次は現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況や事業の進捗状況により変更する場合があります。

● 生活関連経路について

◆ 生活関連経路とは

バリアフリー法では、旅客施設を含む生活関連施設相互を結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路を「生活関連経路」と位置付け、この生活関連経路を構成する道路において、道路特定事業を実施するものとしています。また、特定事業の実施に当たっては、可能な限り有効幅員や勾配等の基準を定めた移動等円滑化基準に適合させなければならないこととなっています。

◆ 生活関連経路の設定

西院地区の生活関連経路は、阪急西院駅及び京福西院駅と生活関連施設とを結ぶ重要な経路及び生活関連施設相互間を結ぶ経路として設定し、特に重点的にバリアフリー化を図っていくこととしました。

**西院地区バリアフリー移動等円滑化基本構想に基づく
道路特定事業計画**

京都市建設局道路建設部道路環境整備課
〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL 075-222-3570 FAX 075-213-0193

2016年(平成28年)3月発行 京都市印刷物 第275357号



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

